

(別添2)

公共公益施設の整備に関する事業等を  
記載事項に含まない都市再生整備計画の事例

1. 千葉県千葉市 千葉都心地区
2. 大阪府大阪市 うめきた先行開発地区
3. 兵庫県神戸市 神戸都心・ウォーターフロント地区

## 1. 千葉都心地区

計画策定者	千葉県千葉市
地区名	千葉都心地区
計画策定	平成 26 年 9 月
計画期間	平成 26 年度～平成 31 年度
面積	158.3ha
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大目標 県都・千葉市の中心地にふさわしい、賑わいと活力に満ちた魅力ある都心の実現</li> <li>・目標1 通り・広場の良好な景観形成及び賑わい創出による中心市街地の活性化及び魅力の向上</li> <li>・目標2 歩行者にやさしい利便性の高い歩行空間の整備による中心市街地の回遊性の向上</li> </ul>
目標を定量化する指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者交通量 特例の対象となる歩道の歩行者交通量を実測</li> <li>・中心市街地の賑わい度 商店街の人が、人通り・来店者・売上が減ったと感じる人の割合</li> </ul>
主な 占用物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モノレール支柱等への巻き広告、バナー広告、壁面広告</li> <li>・街路灯等へのバナー広告等</li> <li>・オープンカフェ、マーケット等</li> </ul>
都市再生整備 計画の詳細	別添参照

# 都市再生整備計画(第1回変更)

ちばとしんちく  
千葉都心地区

ちばけん ちばし  
千葉県 千葉市

平成27年4月



都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【通り・広場の良好な景観形成や賑わい創出による中心市街地の活性化及び魅力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺のモノレール支柱等を活用した広告掲載による通り・広場の良好な景観の形成及び地域貢献の取組みへの費用充当による地域の活性化</li> <li>・街路灯・商店街灯等へのバナー広告等の設置による通りの良好な景観の形成</li> <li>・駅前大通りへの広告板の設置による、通りの良好な景観の形成及び地域貢献の取組みへの費用充当による地域の活性化</li> <li>・路上空間を活用したオープンカフェやマーケット等の実施及びこれに伴う看板・広告等の設置による通りの賑わい創出及び魅力の向上</li> </ul>	<p>【道路占用許可特例制度】 モノレール支柱等への広告の掲載</p> <p>【道路占用許可特例制度】 バナー広告等の設置</p> <p>【道路占用許可特例制度】 広告板の設置</p> <p>【道路占用許可特例制度】 オープンカフェやマーケット等の実施及びこれに伴う看板・広告等の設置</p>
<p>【歩行者にやさしい利便性の高い歩行空間の整備による中心市街地の回遊性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前大通りへのベンチ等のストリートファニチャーの設置による、歩行者の利便性・回遊性の向上と通りの賑わい創出</li> <li>・色・大きさ・デザイン等が統一された公共施設等の位置情報を示す歩行者用案内板の整備による、歩行者の利便性及び回遊性の向上</li> <li>・案内板への広告の掲出による、案内板の新たな整備・適切な維持管理、地域貢献の取組みへの費用充当による地域の活性化</li> </ul>	<p>【道路占用許可特例制度】 ベンチ等のストリートファニチャーの設置</p> <p>【通常の道路占用許可】 広告付き歩行者用案内板の設置</p>
<p>その他</p>	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体	道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条13項)	河川敷地占用許可(都市再生特別措置法46条10項)
1	●モノレール支柱等への巻き広告、バナー広告、壁面広告の掲載 千葉駅東口駅前広場を中心とした駅周辺のモノレール支柱等や駅前地下歩道の壁面において、形状・デザイン等統一感のある広告を掲載し適切に維持管理する。	千葉駅東口駅前広場を中心とした駅周辺の通り・広場の良好な景観形成を図るとともに、広告料収入を地域貢献の取組み費用に充当することで地域の活性化を図る。	H26～H31	商店街組合等 公募選定された事業者	○			
2	●広告板の設置 駅前大通りにおいて、形状・デザイン等統一感のある広告板を設置し適切に維持管理する。	中心市街地へつながるメインストリートである駅前大通りへの広告板の設置により、通りの良好な景観形成を図るとともに、広告料収入を地域貢献の取組み費用に充当することで地域の活性化を図る。	H26～H31	公募選定された事業者	○			
3	●街路灯等へのバナー広告等の設置 駅前大通りの街路灯や中心市街地の商店街灯等への形状・デザイン等統一感のあるバナー広告等を設置し、適切に維持管理する。	バナー広告等の設置により、通りの良好な景観形成を図るとともに、広告料収入を地域貢献の取組み費用に充当することで地域の活性化を図る。	H26～H31	商店街組合等 街路灯等管理者 公募選定された事業者	○			
4	●オープンカフェ、マーケット等(食事施設・購買施設等)の実施 路上空間においてオープンカフェやマーケット等を実施するとともに、これに伴う看板・広告等を設置する。	オープンカフェ、マーケット等の実施及びこれに伴う看板・広告等の設置により、通りの賑わい創出や魅力の向上を図る。	H26～H31	商店街組合等 公募選定された事業者	○			
5	●ベンチ等のストリートファニチャー(食事施設・購買施設等)の設置 駅前大通りの歩行空間において、ベンチ等のストリートファニチャーを設置し適切に維持管理する。	駅前大通りの歩行空間に休憩スペースを設けることで、歩行者の利便性・回遊性の向上と歩行者の滞留による通りの賑わい創出を図る。	H26～H31	商店街組合等 公募選定された事業者	○			

参考(通常の道路占用許可による取り組み)

	●広告付き歩行者用案内板の設置 色・大きさ・デザイン等が統一された公共施設等の位置情報を示す広告付き歩行者用案内板を整備し、適切に維持管理する。	案内板の整備により、歩行者の利便性及び回遊性の向上を図る。さらに案内板に中心市街地の企業・店舗等の広告を掲出することで、広告料収入を新たな案内板の整備、適切な維持管理費に充当するとともに、地域貢献の取組み費用に充当することで地域の活性化を図る。	H26～H31	千葉市 公募選定された事業者				
--	---	--	---------	-------------------	--	--	--	--

その他

○事業主体(占用主体)について

- 商店街組合等とは、地域の事業者等や市民、大学等により構成され、自ら地域の意見調整等を行うことができるもので市長が認めたものとする。
  - 商店街組合等(例:「○○商店街協同組合」、「□□商店街振興組合」、「△△管理組合」等)
  - 協議会等(例:「千葉市中心市街地まちづくり協議会」、「千葉駅前大通り景観形成推進協議会」等)
  - 実行委員会等(例:「パラソルギャラリー実行委員会」、「千葉都心イルミネーション実行委員会」等)
- 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。
- 占用主体は、千葉市暴力団排除条例(平成24年6月28日千葉市条例第36号)の規定を遵守するものとする。

制度別詳細1(道路占用に関する事項)都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画			
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置	
1	モノレール支柱等への巻き広告、バナー広告、壁面広告の掲載	路線名:千葉駅富士見線(千葉駅東口駅前広場、歩道部) 路線名:新町若松町(モノレール支柱、駅前地下歩道)	・広告の適切な維持管理により、良好な景観を保つ。 ・必要に応じ、広告周辺の清掃を実施する。
2	広告板の設置	路線名:千葉駅富士見線(歩道部)	・広告の適切な維持管理により、良好な景観を保つ。 ・必要に応じ、広告周辺の清掃を実施する。
3	街路灯等へのバナー広告等の設置	路線名:千葉駅富士見線(歩道部) 路線名:富士見14～16、27、29号線(歩道部) 路線名:栄町1号線(歩道部) 路線名:富士見加曽利町線(歩道部) 路線名:国道14号(歩道部) 路線名:中央赤井町線(歩道部) 路線名:京成千葉中央駅線(歩道部) 路線名:中央2、21～23、32、34号線(歩道部) 路線名:千葉港黒砂台線(千葉駅西口駅前広場)	・広告の適切な維持管理により、良好な景観を保つ。 ・必要に応じ、広告周辺の清掃を実施する。
4	オープンカフェ、マーケット等(食事施設・購買施設等)の実施	路線名:千葉駅富士見線(歩道部) 路線名:富士見29号線 路線名:栄町1号線 路線名:中央22～23号線 路線名:千葉港黒砂台線(千葉駅西口駅前広場)	・オープンカフェ、マーケット等の周辺の清掃を実施する。 ・多数の利用者が見込まれる場合の歩行者の誘導、安全確保等を行う。
5	ベンチ等のストリートファニチャー(食事施設・購買施設等)の設置	路線名:千葉駅富士見線(歩道部) 路線名:千葉港黒砂台線(千葉駅西口駅前広場)	・ベンチ等のストリートファニチャーの適切な維持管理を行う。 ・必要に応じ、ベンチ等の周辺の清掃を実施する。
「参考」	広告付き歩行者用案内板の設置	路線名:千葉駅富士見線(歩道部)ほか	

道路占用許可特例対象施設

「参考」道路占用許可対象施設



制度別詳細 1-1-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図





